

— 日弁連ひまわり基金 20 周年記念 —

# 令和 3 年度 地域共生フォーラム

～ これからの暮らしを考える 成年後見制度のこれまでとこれから ～

期日：令和 3 年 10 月 29 日(金)

会場：隠岐島文化会館



このフォーラムには  
共同募金を活用しています。

主催：隠岐の島町社会福祉協議会・島根県弁護士会

共催：おき後見ネットワーク

後援：日本弁護士連合会・中国地方弁護士会連合会・隠岐の島町  
隠岐地域介護支援専門員協会・隠岐の島町民生児童委員協議会  
隠岐の島町老人クラブ連合会・隠岐の島町共同募金委員会  
隠岐の島町手をつなぐ育成会

みんなが 支えあう あたたかい まちづくり

# — も く じ —

◆ 日 程 表 .....	1 ページ
---------------	-------

◆ 説 明 .....	2 ページ
-------------	-------

ご存じですか？おき後見ネットワーク

北岡司法書士事務所 北岡 博嗣 司法書士

◆ 提 言 .....	4 ページ
-------------	-------

ご存じですか？

隠岐ひまわり基金法律事務所と成年後見制度

隠岐ひまわり基金法律事務所 橋爪 愛来 弁護士

◆ シンポジウム .....	12 ページ
----------------	--------

実践者に聴く！「成年後見制度」の今

①法テラス西郷法律事務所 貴田 徹 弁護士 ..... 13 ページ

②社会福祉法人博愛相談支援事業所にじ 池田真奈美 係長 ..... 14 ページ

③隠岐の島町地域包括支援センター 松井 弘樹 専門幹 ..... 17 ページ

④隠岐の島町社会福祉協議会 船田 綾子 法人後見支援員 ..... 21 ページ

コーディネーター：島根大学 人間科学部

加川充浩 准教授

■ 資 料 集 .....	23 ページ
---------------	--------

■ 開 催 要 項 .....	29 ページ
-----------------	--------

# 一日程表

◆期 日：令和3年10月29日(金)

◆会 場：隠岐島文化会館

時 間	内 容
12:45～	<b>開場・受付</b>
13:30～13:40	<b>開 会</b> 開会あいさつ 隠岐の島町社会福祉協議会 会長 吉田 義隆 オリエンテーション
13:40～14:10	<b>◆ 説 明</b> ご存じですか？おき後見ネットワーク 北岡司法書士事務所 北岡 博嗣 司法書士  <b>◆ 提 言</b> ご存じですか？隠岐ひまわり基金法律事務所と成年後見制度 隠岐ひまわり基金法律事務所 橋爪 愛来 弁護士
14:10～14:20	～ 休 憩 ～
14:20～15:25	<b>◆ シンポジウム</b> 実践者に聴く！「成年後見制度」の今 〈シンポジスト〉 ①法テラス西郷法律事務所 貴田 徹 弁護士 ②社会福祉法人博愛相談支援事業所にじ 池田真奈美 係 長 ③隠岐の島町地域包括支援センター 松井 弘樹 専門幹 ④隠岐の島町社会福祉協議会 船田 綾子 法人後見支援員 〈コーディネーター〉 島根大学人間科学部 加川充浩 准教授
15:25～	<b>閉 会</b> 閉会あいさつ 島根県弁護士会 会長 古津 弘也

※時間は若干前後することもございますので、予めご了承ください。

説 明

# ご存じですか？おき後見ネットワーク

北岡司法書士事務所 北岡 博嗣 司法書士

# 「おき後見ネットワーク」について

令和3年10月29日  
北岡司法書士事務所 北岡 博嗣

## 1. 設立の経緯

月 日	内 容
平成24年 11月26日	隠岐地区成年後見センターについての意見交換会 発足 法テラス西郷法律事務所、北岡司法書士、松江家庭裁判所西郷支部が発起人となり、成年後見センター設置の必要性について、関係機関の意見を聴取する趣旨で開催。 (以後、平成25年6月7日までの間で合計5回開催)
平成25年 6月14日	隠岐の島町長へ意見書提出 (法テラス) ・ 後見制度利用促進のための周知活動 ・ 町長申立の積極的活用による町民の権利擁護 ・ 低所得者の利用促進のための経済的支援 ・ 後見人候補者の研修等への経済的支援
7月1日	隠岐後見ネットワーク規約施行 (目的) 隠岐地区における後見制度に関わる者の相互支援、交流、研鑽等を行ない、後見制度の利用促進・発展を図ることにより、未成年者、高齢者、障がい者などの権利を擁護する。
7月16日	7月16日 隠岐後見ネットワーク第1回定例会の開催 ※平成26年6月8日付けで「おき後見ネットワーク」に名称変更

## 2. 構成団体

- (1) 日本司法支援センター 法テラス西郷法律事務所
- (2) 隠岐ひまわり基金法律事務所
- (3) 北岡司法書士事務所
- (4) 社会福祉法人わかば 障害者等指定相談事業所 太陽
- (5) 社会福祉法人博愛 障がい者支援施設 仁万の里 ・ 相談支援事業所 にじ
- (6) 島根県社会福祉士会 (隠岐ブロック)
- (7) 隠岐広域連合
- (8) 西ノ島町健康福祉課 (9) 海士町健康福祉課 (10) 知夫村村民福祉課
- (11) 隠岐の島町 保健福祉課地域包括支援係 (隠岐の島町地域包括支援センター)
- (12) 海士町社会福祉協議会 (13) 西ノ島町社会福祉協議会
- (14) 知夫村社会福祉協議会 (15) 隠岐の島町社会福祉協議会

## 3. 活動内容

- (1) 定例会の開催 (毎月1回)  
・ 事例検討 ・ 勉強会 ・ 情報交換 ・ 研修会等の企画、調整 等
- (2) 研修会、説明会、無料相談会等の開催
- (3) 権利擁護に関する研修会等の支援 等

提 言

**ご存じですか？**

**隠岐ひまわり基金法律事務所と成年後見制度**

隠岐ひまわり基金法律事務所 橋爪 愛来 弁護士

一日弁連ひまわり基金20周年記念

令和3年度「地域共生フォーラム」

# ご存じですか？ 隠岐ひまわり基金法律事務所と 成年後見制度

令和3年10月29日(金)  
隠岐ひまわり基金法律事務所  
弁護士 橋爪 愛来



1

## 自己紹介

隠岐ひまわり基金法律事務所

弁護士 橋爪 愛来(はしづめ あき)

H28. 12 弁護士登録(第二東京弁護士会)

H30. 5 隠岐へ赴任(島根県弁護士会)



2

## 成年後見制度とは？

認知症高齢者、知的障害者、  
精神障害者等

判断能力が不十分な成年者を保護し、  
また支援するための制度



「本人」のための制度



3

## 成年後見制度の目的

- 自己決定の尊重の理念  
と
- 本人の保護の理念  
との調和



本人の最善の利益を追求する

4

## 成年後見制度の類型



5

## 成年後見制度の類型(続き)



### 後見

日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度

### 保佐

日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為(不動産・自動車などの売買や自宅の増改築、金銭の貸借など)は自分ではできないという程度

### 補助



重要な財産行為(不動産・自動車などの売買や自宅の増改築、金銭の貸借など)について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧がある(本人の利益のためには、誰かに代わってもらう方がよい)という程度

6

## 成年後見制度の特徴

- 「補助」類型の追加
- 任意後見制度の創設
- 後見人の充実
- 成年後見登記制度の新設
- 市町村長申立て



7



## 1. どんなどきに成年後見制度が必要になるの？

8

## 成年後見制度が必要になる**かもしれない**…！

### ケース1

「お母さんが急に倒れた！」



### ケース2

「おばあちゃんがお金の管理をいどこに任せているようだけど、お金のことで悩んでみたい」



### ケース3

「お父さん名義の不動産を欲しいという人がいるけど…」



9

成年後見制度が必要になる**かも**もしれない…！（続き）

ケース4

「以前は身ないもきれいで、健康そうだったご近所さん。最近、様子がおかしいような？」



ケース5

「仕事もリタイアして、老後を楽しんでいるおじさん、貯金もなく、年金生活のはずなのにそんなにお金を使って大丈夫？」



10

ご紹介したケースはあくまで、

成年後見制度が必要になる**かも**もしれない…！



というケースです。

もしかしたら…と思ったら、一度、成年後見制度という制度があるということを思い出していただき、弁護士・司法書士・社会福祉協議会などにご相談ください。



11



2. 隠岐の島町の現状と課題

12



### 橋爪が担当させていただいた人数

	これまでに…	現在…
成年後見人	14名	9名
保佐人	5名	4名
補助人	2名	2名
成年後見監督人	2名	1名
合計	23名	16名

令和3年10月1日時点

13

### 現状

- ・半数以上は司法専門職後見人(弁護士・司法書士)  
→しかし、司法専門職の人数に限りがある。
- ・一方で、高齢化率は高い。



14

### 課題

- ・社会的孤立をはじめ、血縁関係の希薄化、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっている。



15

## 適切な後見人とは？

適切な後見人の選任のための検討状況等について 資料3

議論等の状況

協議会等における検討  
後見関係事件を担当する裁判官・職員が参加

最高裁と専門職団体との議論  
日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会が参加

最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方

- 本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい
- 中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討
- 後見人選任後も、後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う

↓

平成31年1月 各家裁へ情報提供

今後の予定

- 各家裁…中央での議論の状況等を踏まえ、自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上、検討を進める
- 最高裁…引き続き、専門職団体との間で検討を行う

16

## 親なき後問題

- 「親なき後」への対応は「親あるうち」に

→長年連れ添った親が、  
子について情報をたくさん持っている  
ことは間違いない。



17

## 法人後見とは？

- 日常生活自立支援事業の課題

- ① 支援の限界
- ② 支援員の不足
- ③ 親なき後問題に対する役割の認識



↓

社会福祉協議会が「法人」として後見人となることによって、日常生活自立支援事業から継続した支援を行うことができる。

18

## 今日の地域共生フォーラムでお考えいただきたいこと

- ・ 成年後見制度の利用が必要な人たちを、

司法専門職だけでなく、

地域住民全員で継続的に支援していく

ことへの理解を深める。



19

## 参考文献

- ・ 「家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務 第2版」  
(片岡武・金井繁昌・草部康司・川畑晃一著/日本加除出版株式会社)
- ・ 「Q&A 成年後見実務全書 第1巻～第4巻」  
(赤沼康弘・池田恵理子・松井秀樹編集代表/民事法研究会)
- ・ 「別冊判例タイムズNo.36 後見の実務」  
(東京家裁後見問題研究会編/判例タイムズ社)
- ・ 「市民後見人養成講座 3 市民後見人の実務 第2版」  
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編/民事法研究会)
- ・ 「成年後見人Q&A」(松江家庭裁判所)
- ・ 松江家庭裁判所HP (成年後見制度の利用に関する手続案内)



[http://www.courts.go.jp/matsue/saiban/tetuzuki\\_katei/seinen\\_kouken/index.html](http://www.courts.go.jp/matsue/saiban/tetuzuki_katei/seinen_kouken/index.html)

20

ご清聴ありがとうございました。



21

シンポジウム

## 実践者に聴く！「成年後見制度」の今

### ■シンポジスト

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ①法テラス西郷法律事務所        | 貴田 徹 弁護士      |
| ②社会福祉法人博愛 相談支援事業所にじ | 池田真奈美 係長      |
| ③隠岐の島町 地域包括支援センター   | 松井 弘樹 専門幹     |
| ④隠岐の島町社会福祉協議会       | 船田 綾子 法人後見支援員 |

### ■コーディネーター

島根大学 人間科学部

加川充浩 准教授

# 司法支援機関における成年後見制度との関わり

法テラス西郷法律事務所

弁護士 貴田 徹

1. 「法テラス」をご存じですか。

2. 後見制度の必要性

- 若い時には考えないけど・・・
- 年齢を重ねたりすると、身体のどこかに不調を来すことがでてくるんです。
- 良くないことを進めてくる人がよってくることも増えます。

**だから、守ってくれる人が必要なのです。**

3. 法テラスって何ですか？

- 弁護士が常駐する法律事務所です。
- 後見人に関する手続きの援助をしたり、弁護士自身が後見人になることもあります。
- そうすると、詐欺や横領から財産守ったり、使わなくなった不動産を売却したりといった援助をすることもできます。

**ほんとは家族が守ってくれるのがいいのだけれど…**

**できないときもある…**

4. 法律家だけでなく社会で守る

- 社会の中の専門家たちと力を合わせて高齢者を守っていくことが、今後の「後見制度」のひとつの形。
- 若い人にも参加してほしい。

**いつかは自分にも訪れることなのだから…**



【自己紹介】

法テラス西郷法律事務所

弁護士 貴田 徹

資格 柔道初段

# 誰もが自分らしく 暮らしていくために

～障がいのある方を支援する施設・事業者の  
立場から、成年後見制度の利用を考える～

社会福祉法人博愛

相談支援事業所にじ

池田真奈美



障がい者支援施設 仁万の里

2

## 成年後見制度の必要性

- 親族等がおられない方との契約
- 家族の高齢化に伴う支援力の低下
- 携帯電話が生活の一部となってきた事での詐欺被害
- 個人年金の解約等



成年後見制度の活用

3

## 成年後見制度利用を通じた事例

- 障がい者施設入所者の方。
- 町内におられた遠い親戚の方がお亡くなりになられ、連絡が取れる親族が不在のまま施設生活を継続。
- 本人も加齢に伴い施設生活の継続が難しくなられ、故郷の施設での生活を希望。
- 希望を叶えるためには施設の契約が課題となり、成年後見制度の利用を開始。

4

## 成年後見制度利用を通じた事例

- 後見人に契約の支援をしてもらい、希望どおり故郷の施設での生活をスタート。
- 不安に感じていた死後の事も後見人に支援して頂けることを知り、安心して故郷での暮らしを送れることとなる。

5

## 成年後見制度利用に関わる中で感じた課題

- 後見人は意思確認ができる方については本人の意向に添いながらの支援を実践。
- 重度の障がいのある方々は、後見人はどのように本人の意向に寄り添うのか。
- 専門職が後見人になることで、親族との関係が疎遠に。

親族後見への期待

6

## 成年後見制度利用に 関わる中で感じた課題

- 本人への説明の上で… …… **利用に  
至らない**
  - ①金銭的負担への懸念
  - ②生活が縛られるだけの印象
- 必要な状況が出て… …… **利用したい**
  - ①手続きに時間を要する
  - ②その間、どう支援するか

限られたサービス等の中で、最大限つなぐしかない

7

## 最後に…

判断能力が不十分な方等が安心して生活できるように、必要な時に必要な支援が受けられるよう、地域の問題として地域全体で取り組んでいく事が重要だと感じています。

8

# 隠岐の島町の成年後見制度 利用促進の取組について

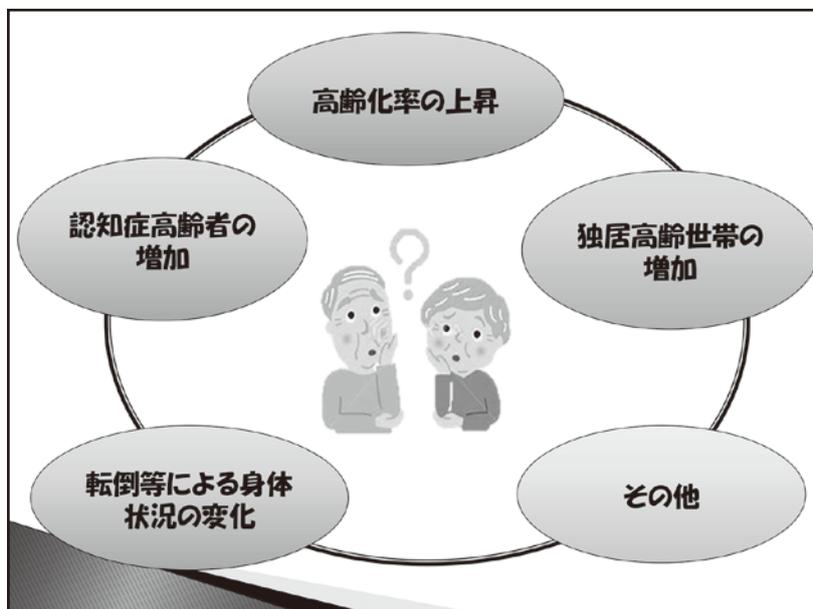
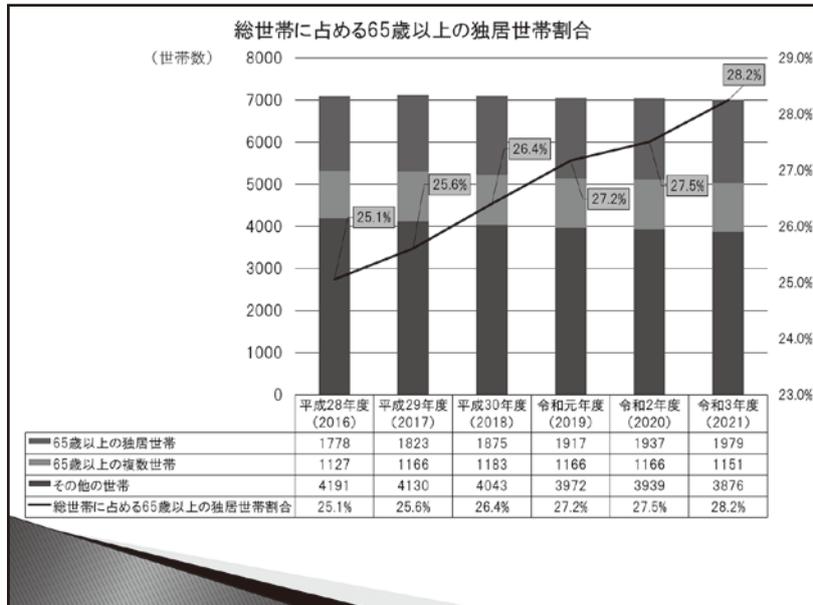
隠岐の島町地域包括支援センター  
専門幹 松井弘樹



## 隠岐の島町の高齢者の現状

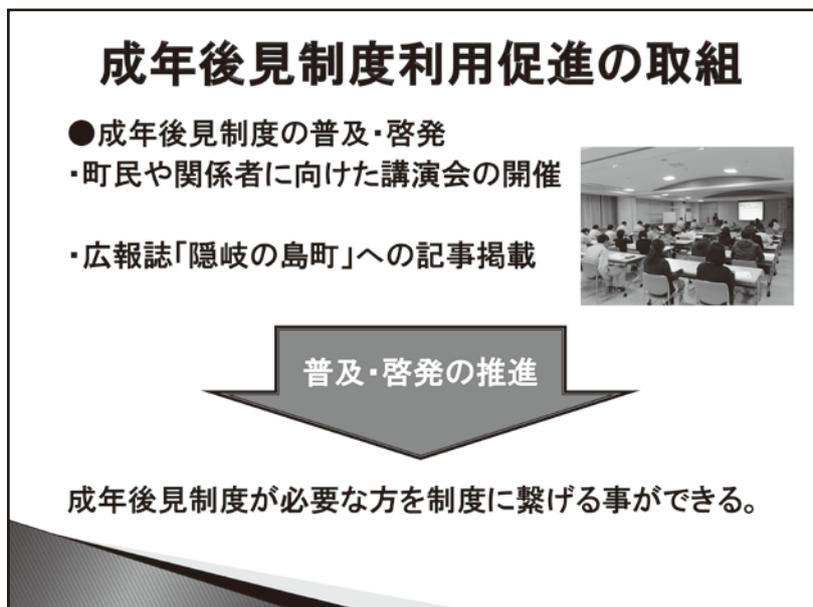
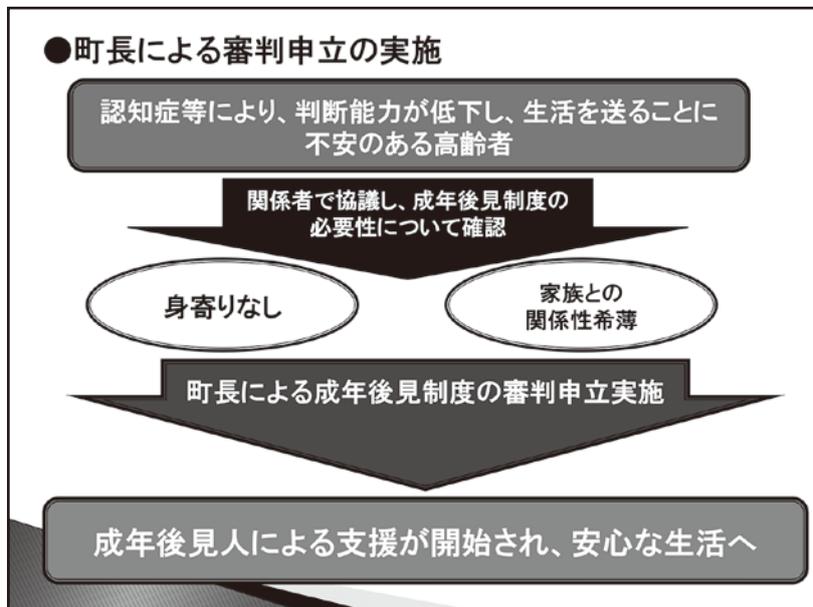
- 総人口…13,732人(令和3年10月1日現在)
- 高齢者数…5,632人( " )
- 高齢化率…41%( " )
- 全国…28.4% ○ 島根県…34.3%(全国3位)  
(令和元年10月1日現在)





### 地域包括支援センターとは

- 地域包括支援センターは介護保険法第115条に設置や取り組むべき事業が定められています。
- 高齢者の方の総合相談を中心に高齢者の方が自立した生活を送る事が出来るよう、切れ目のない支援を提供します
- 主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種が配置され高齢者の総合相談を窓口それぞれの業務を行っています。



## ●隠岐の島町成年後見制度利用支援事業の実施

家庭裁判所が後見人を選任

後見人が家庭裁判所に報酬付与の申立

報酬の支払いが  
難しい場合

※報酬は基本的に本人の  
財産の中から

資産等の要件が該当する方については  
隠岐の島町から報酬の助成が可能

## 最後に

●今後も高齢化が進んでいく中で、認知症の疾患のある高齢者も増加していく事が予想されます。

認知症等により判断能力が低下した方の権利擁護支援を行っていくには、成年後見制度の利用が必要ですが、隠岐の島町における課題として、支援を行う後見人の担い手不足等があります。

そのような現状や課題に対して、隠岐の島町として現在成年後見制度利用促進計画を今年度中の策定を目指して取り組んでおります。

認知症等になっても、住み慣れた地域で尊厳を持った生活の実現の為に、住民の方々と一丸となって成年後見制度の利用促進に取り組んでいきたいと思っております。

# 無理なく関わる成年後見制度

～隠岐の島町社協の一員として～

みんなが 支えあう あたたかい まちづくり

使 命

見つけ 育て つなげます 地域の福祉力  
創り 守り 目指します 支え合いの地域社会

隠岐の島町社会福祉協議会

法人後見支援員 船田綾子

〒685-0027 隠岐の島町原田396番地（隠岐の島町社会福祉センター）  
TEL：(08512)2-0685 FAX：(08512)2-4517 E-mail：info@oki-fukushi.net



## 日常生活自立支援事業 「生活支援員」の活動を通じて...

### ● 「日常生活自立支援事業」って？

ご自分の判断に不安のある方の  
暮らしの“安心”をお手伝い。

#### 生活支援員として・・・

- ①定期的な訪問（様子変化の把握）
- ②医療費やサービス利用料の支払い代行
- ③公共料金や日用品等の料金の支払い代行

2



## 日常生活自立支援事業 「生活支援員」の活動を通じて...

### ● 「日常生活自立支援事業」での課題認識

- ・ 担当するご利用者の一層の高齢化
- ・ 高齢化による認知症の進行
- ・ 精神しょうがいのある方の高齢化

意思疎通や判断能力が低下し、  
継続して利用することが困難

3

## 隠岐の島町社協の「法人後見」



- ・ 判断能力に不安のある方の症状が進行したときにも、継続して支援していけるよう、平成27年から「法人後見事業」の取り組みがスタート。
- ・ 令和元年に開催された「法人後見支援員養成研修」を受講。
- ・ 「法人後見支援員」は、地域住民が成年後見制度の担い手として活動できる手段の一つ。

### ※法人後見...

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等に就任し、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

4

## 隠岐の島町社協の「法人後見」



- ・ 「日常生活自立支援事業」の生活支援員同様、職員の作成した「援助の計画」に基づいて...

### 法人後見支援員として...

- ①定期的な訪問（様子変化の把握）
- ②医療費やサービス利用料の支払い代行
- ③公共料金や日用品等の料金の支払い代行

大事なこと

## 様子変化への気づき

5

## おわりに...



- ◆社協が担当する成年後見制度のご利用者の多くは、親族がいなかったり、身近に頼りとなる方がいない方がほとんど。
- ◆「法人後見支援員」は、職員がしっかりバックアップ。安心して活動できる。
- ◆自分の生活の中で、できることで、ご本人の生活をサポートすることができる。

ともに活動したい方は社協へご相談を！

6

# 資 料 集

## おき後見ネットワーク規約

### (目的)

第1条 おき後見ネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）は、隠岐地区（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）における任意後見制度、成年後見制度及び未成年後見制度（以下、「後見制度」という。）にかかわる者の相互支援、交流、研鑽等を行い、成年後見制度の利用促進、発展を図ることにより、未成年者、高齢者、障害者などの権利を擁護することを目的とする。

### (名称)

第2条 本ネットワークは「おき後見ネットワーク」と称する。

### (活動)

第3条 本ネットワークは上記の目的を達成するため、下記の活動を行う。

- 1 後見制度に関する情報交換
- 2 後見制度に関する活動の相互支援、交流
- 3 後見制度に関する研修等の支援
- 4 裁判所に対する後見人の推薦
- 5 その他、前項の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 本ネットワークの会員は、本ネットワーク設立時の会員及び隠岐地区に関係又は勤務し、本ネットワークの活動を理解する者で、会員1名以上の推薦があり定例会での承認があった者をもって構成する。

### (定例会)

第5条 定例会は、原則毎月開催し、会員の承認、裁判所に対する候補者の推薦、研修会に対する講師の推薦等を行うとともに、会員の相談事案の検討・協議、勉強会などを行う。

### (議決の方法)

第6条 定例会における議事は、出席者の過半数で決する。

### (退会)

第7条 会員は、定例会における報告により、退会することができる。

### (守秘義務)

第8条 会員は、正当な理由なく、定例会で知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

### (附則)

- 1 この規約は、平成25年7月16日より施行する。
- 2 この規約は、平成27年6月10日より施行する。

# おき後見ネットワーク「相談カード」運用要領

令和2年8月5日

## 1 制度趣旨

「相談カード」は、隠岐地区において成年後見制度、任意後見制度及び未成年後見制度（以下「後見制度」という。）にかかわる者の相互支援をより活性化させることにより、隠岐地区における高齢者、障害者、未成年などの権利を擁護することを目的とする。

## 2 使用方法

「相談カード」は、隠岐地区において後見制度に関わる者が、後見制度に関連する相談事項を記載し、おき後見ネットワークに郵送またはFAX送付することによって使用する。

おき後見ネットワークは、提出された「相談カード」に記載された事項につき、会議体又は事前に回答に適する者として指名した会員により回答を作成し、相談者に回答する。

## 3 受付窓口

相談者からの「相談カード」の受付窓口は、隠岐の島町社会福祉協議会とする。

隠岐の島町社会福祉協議会は、相談カードの送付を受けた場合、その緊急性を判断し、緊急性が高いものは事前に回答に適する者として指名された会員に「相談カード」を送付し、緊急性が低いものはおき後見ネットワーク定例会議での検討に付す。

緊急性は、相談カードに記載された「緊急性の有無」、被支援者の権利侵害の現実性に鑑みて判断する。

相談カードに記載された法的問題につき、既に相手方と紛争状態にあるなど弁護士による法律相談を必要とすることが明らかである場合は、法律相談を促し、おき後見ネットワークによる回答は行わない。

## 4 会議体での回答

隠岐の島町社会福祉協議会が会議体での検討に付した相談は、おき後見ネットワーク定例会議で検討し、会員の作成する検討結果を記した書面又は当該会員による口頭によって相談者に回答する。

## 5 個別会員による回答

受け付けた相談のうち緊急性が高いものについては、事前に回答に適する者として、おき後見ネットワークにより指名された会員の判断により、書面又は口頭によって回答する。

回答を行う会員は、利益相反の確認のために必要な情報を相談者に確認する。

## 6 情報の取り扱い

相談カードに記載された情報は、相談者への回答又は相談についての統計情報の作成以外には使用しない。

【個別に相談に回答する構成団体】

分 野	構 成 団 体
法律問題	北岡司法書士事務所
	隠岐ひまわり基金法律事務所
	法テラス西郷法律事務所
介護・福祉問題	相談支援事業所 にじ
	指定相談事業所 太陽
	各町村
	各町村社会福祉協議会

おき後見ネットワーク事務局(08512-2-4517)御中  
※送信前に、必ずご連絡(Tel:08512-3-1303)をお願いします。  
※また、受信後は、收受の旨ご連絡させていただきます。

受 付 印

## 相談カード

令和 年 月 日

支援者所属団体・氏名

電話番号

FAX番号

緊急性の有無 有 無

下記のとおり相談いたします。※該当する□をクリックすると☑が入ります。  
(詳細をカード内に書ききれない場合は適宜別紙を添付してください。)

### 記

#### 相談分類

成年後見制度の利用についての相談

- 後見制度一般 (  要件  申立て  費用・報酬 )  後見制度利用の必要性  
 後見人の業務  その他 ( )

被支援者の法的問題についての相談

- 相続問題  債務整理問題  不動産問題  消費者問題  虐待問題  
 その他 ( )

被支援者の身の回りの問題についての相談

- 介護・福祉サービスに関する問題  財産に関する問題(金銭管理等)  問題行動等  
 その他 ( )

#### 相談の詳細 (専門家の利益相反確認のため、被支援者の氏名等の個人情報を確認する場合があります。)

---

---

---

---

---

---

---

---



— 日弁連ひまわり基金20周年記念 —

## 令和3年度「地域共生フォーラム」

# 開催要項

～ これからの暮らしを考える 成年後見制度のこれまでとこれから ～

### ◆趣 旨

私たちの暮らしを取り巻く法令や制度等は、一層、一人ひとりの権利と尊厳、自己決定が重視されつつあります。

こうした中、高齢者のいる世帯や、高齢の一人暮らしの方から、お金の管理や葬儀、持ち家の処分等についての相談が増えていたり、財産管理や医療契約、施設入所等の身上に関する事柄を「成年後見人等」が対応する場面が増えていきます。

国は今、「地域共生」という理念を掲げています。「成年後見制度」は、こうした私たちの暮らしにとって、私らしく暮らし続けていくための選択肢の一つなのか、少なくとも、日常生活等に支援の必要な方々を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。

本フォーラムは、「成年後見制度」のこれまでとその課題等を確認するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしを送ることができるよう、これからの「成年後見制度」のあり方についても、多くの町民とともに考え、これからの生き方・暮らしのあり方について見つめ直すきっかけとすることを目的に開催します。

### ◆主 催

隠岐の島町社会福祉協議会・島根県弁護士会

### ◆共 催

おき後見ネットワーク

### ◆後 援

日本弁護士連合会・中国地方弁護士会連合会・隠岐の島町・隠岐地域介護支援  
専門員協会・隠岐の島町民生児童委員協議会・隠岐の島町老人クラブ連合会  
隠岐の島町共同募金委員会・隠岐の島町手をつなぐ育成会

### ◆期 日

令和3年 **10月29日** (金) **13:30～15:30** (受付 12:45～)

### ◆会 場

隠岐島文化会館・大ホール

(隠岐の島町西町吉田の二、2番地) TEL : (08512)2-0237

### ◆参加対象

どなたでも参加可能です。

### ◆ライブ配信

島前地域にお住まいの方は、各町村特設会場にてライブ配信をご試聴できます。

## ◆参加費

無 料

## ◆日程及び内容

12:45 13:30 13:40 13:45 14:10 14:20 15:25 15:30

開場 受付	開会	(1) 説明	(2) 提 言	休憩	(3) シンポジウム	閉会
----------	----	--------	---------	----	------------	----

### (1) 説 明

「ご存じですか？おき後見ネットワーク」

北岡司法書士事務所 **北岡 博嗣** 司法書士

平成 24 年当時、これからの社会、「成年後見制度」の利用を必要とする方々が増えていくことが予測される中、「島の方は島の人で支援するべきではないか!？」との疑問から、その基幹となるべく組織、『おき後見ネットワーク』の発足に尽力されました。

法令、社会が変遷する中、これまでの歩みを踏まえ、本フォーラムに込めた思いを発信いただきます。

### (2) 提 言

「ご存じですか？ 隠岐ひまわり基金法律事務所と成年後見制度」

隠岐ひまわり基金法律事務所 **橋爪 愛来** 弁護士

一人ひとりの権利と尊厳、自己決定が重視される昨今。中でも「成年後見制度」への期待が高まっています。その「成年後見制度」とは何か… 本フォーラム提案の背景を踏まえ、解説・提言を行います。

### (3) シンポジウム

テーマ：実践者に聴く！「成年後見制度」の今  
〈シンポジスト〉

それぞれの立場での今の取り組み、その上での課題と期待を共有します。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ①法テラス西郷法律事務所        | 貴田 徹 弁護士      |
| ②社会福祉法人博愛 相談支援事業所にじ | 池田真奈美 係 長     |
| ③隠岐の島町 地域包括支援センター   | 松井 弘樹 専門幹     |
| ④隠岐の島町社会福祉協議会       | 船田 綾子 法人後見支援員 |

コーディネーター

島根大学人間科学部島根大学人間科学部（島根県社会福祉士会 前会長）  
加川充浩 准教授

## ◆お問い合わせ先

隠岐の島町社会福祉協議会総務福祉課生活支援係（あんしんセンター） 担当：松浦／松林  
〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地（隠岐の島町社会福祉センター 内）  
TEL：(08512) 3-1303 FAX：(08512) 2-4517 MAIL：info@oki-fukushi.net

○新型コロナウイルス感染症の状況によっては開催を中止とすることがあります。  
○新型コロナウイルス感染症に関連して保健所から要請があった場合は参加者の個人情報を提供する可能性があります。





令和3年度「地域共生フォーラム」は、一部赤い羽根共同募金からの助成を受け、開催させていただいています。

[www.akaihane.or.jp](http://www.akaihane.or.jp)

●赤い羽根データベース「はねっと」をご覧ください。